

生活行為向上推進プロジェクトニュース

平成 27 年 2 月 臨時号 (H27.2.24)

事態は刻々と変化しています！ 見据えよう、MTDLPの今とこれから。

プロジェクトリーダー 土井 勝幸

● 解釈通知（生活行為向上リハ加算の算定要件を含む）が 3月末に発出される予定です。

今回お伝えできるポイントは以下の3点です。

1. 解釈通知は3月末に発出予定のようです。それまでは「イ 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること」の中の「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士」の基準の詳細は全くわかりません。従って、士会で年度内に急ぎで開催される研修で演習時間等を積み上げても要件を満たすという保証はありません。
2. しかしながら、現在士会毎に実施されている研修会等（概論、演習、事例検討、職場での実践など）の積み上げの実績が個人の基準となる可能性は高いと思われます。
3. 一方で、リハ関連団体による POS 対象の「生活行為向上リハビリテーション加算要件のための研修」が開催される予定です。この研修会に参加すれば、作業療法士であっても MTDLP の受講要件等は関係なく、算定基準要件を満たすための資格を得ることになります。
この研修会の開催日、どこで、どのような内容で、申込要綱等は未定です。分かり次第ご報告します。

推進委員の皆様をお願いしたいこと 以下についてよろしく申し上げます。

- ◎加算に係る緊急のニュースが速やかに会員に届くための伝達機能を確保して下さい。
- ◎特に加算に係る通所リハビリテーションで働く OT 会員に対する連絡に対しては、伝達漏れや遅延が起これないよう配慮して下さい。

◎様々な質問が事務局に届けられていますが、ここに書かれた情報から読み取って下さい。特定の方や士会に対してお答えしていくのではなく、それらのご質問へのお答えを含んだ形で臨時ニュース配信として対応させていただきますのでご了解ください。

「生活行為向上リハビリテーション加算」は、

その要件を満たした OT,PT,ST のいずれか 1 名が配置 されていれば、事業所として算定可です。

POS対象の研修に参加した要件を満たしたPT、OT、STがいれば、その職場で働くPOSはすべて算定に関われるということなので、事業所に勤めるPOS全員が対象の研修受講をする必要はないと思われます。職場からPTSTが参加したとしても、OTは今までのOTとしての教育、MTDLP研修への参加の積み重ねがあれば、本来のOT（MTDLP）が実施できる環境が整うことを意味しています。

いずれにしましても、プロジェクトからの迅速な情報発信と報告等を踏まえながら事態を見極め、3月末の解釈通知に応じた士会毎の、会員個人のそれに向けた準備、および速やかな対応をお願いします。

●来年度、新しいMTDLP研修システムが始まります。

プロジェクトでは次年度に向けた新しいMTDLP研修システムについて、昨年末から議論しています。新しいMTDLP教育システムには、現場レベルでMTDLPの実践を確実に定着させるためのカリキュラムとそれを強力にまた粛々と推進していくための仕組みが盛り込まれます。**熟練者育成のシステム**と連動させ、**質と実績を積み上げて**いきます。この教育システムでは、**履修経過の管理**もしっかり行います。

現在、来年度からの研修シラバスを作成中です。現在まで推奨としてきた研修カリキュラムテーマ1～4を含め、MTDLPの経験と知識がより深まる相当なボリュームになる予定です。また、MTDLPの普及は言うまでもなく、職能としての課題が含まれます。47士会が足並みを揃えての一定期間で一定量の研修等の実施を次年度からはお願いすることとなります。まずは**推進委員と士会が一体となつての対応できる組織づくり**の準備をお願いします。今までのような「推奨」ではなく、「**実行すべき研修**」として強力な推進にご協力下さい。

修了証の話が出されてきましたが、個々の会員のH26年度までのMTDLP研修の履修経過を新しい教育システムに位置付けることがまず必要かと考えています。修了証はそのための検討課題でもありました。**ここで言う修了証とは、MTDLP推進のための教育経過の過程の中で位置づけようとするものであり、今回の生活行為向上リハビリテーション加算の要件と別物と考えて下さい。**修了証は次年度以降の新しい研修カリキュラムの中のある段階に達した個人に発行されるものです。あくまで、MTDLP研修が、生活行為向上リハビリテーション加算のために発行するものでないという認識でお願いします。

次年度研修カリキュラムが決定後、修了証の発行の手順についてはご通知します。

推進委員の皆様をお願いしたいこと 以下についてよろしくをお願いします。

◎昨年11月にまとめた受講者名簿と同様、それ以降の研修についても名簿の作成をお願いします。個人の研修履歴の基本になります。同時に、研修内容、研修時間、講師研修内容も

名簿の中で分かるようにしておいて下さい。

◎前述していますが、研修を行う運営主体となる組織立てを土会とともに準備して下さい。

基本的な考えが大事です。

MTDLPはその開発と研修、実践を積み重ねてきましたが、これからもさらに強力に粛々と協会を上げて取り組んでいかねばなりません。「生活行為向上リハビリテーション加算」は現在までの研鑽の結果生まれた一つの成果にすぎません。大事なのは一人ひとりのOTが、対象者の生活行為を見る技量、働きかける技量、他職種と協働しながら総体的にマネジメントできる技量をじっくり継続的に高めていくことであり、その様な仕組みを作り出すことです。

MTDLPは子どもから高齢者まで年齢分野を問わず、対象者にとって意味ある生活行為（作業）が実現できるように、幅広く活用できるツールであることを会員全員が自覚し、その普及と実践を一丸となって進めていきたいと考えています。

編集／生活行為向上マネジメント推進プロジェクト特設委員会 職能対策チーム